

松 山 大 学 論 集  
第 31 卷 第 7 号 抜 刷  
2 0 2 0 年 3 月 発 行

# 中国の株主代表訴訟における 前置要件の運用実態とその問題点

王 原 生

# 中国の株主代表訴訟における 前置要件の運用実態とその問題点

王 原 生

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 中国の株主代表訴訟制度の目的と前置要件の特徴
- 三 提訴請求手続の運用における諸問題
- 四 提訴請求欠缺の瑕疵とその治癒
- 五 むすび

## 一 は じ め に

2005年改正中国会社法には、新設された株主代表訴訟制度の中で、株主が代表訴訟を提起するための前置要件が設定されている。すなわち、単独で又は合計で会社の1%以上の株式を180日以上継続保有する株式会社の株主（有限責任会社の場合はそのような制限はない）は、まず、会社に対して、書面により、会社が取締役、上級管理職<sup>1)</sup>、監査役（以下、役員等と略す）および会社の利益を侵害する「他人」に責任追及等の訴えを提起するように請求する（提訴請求）。この請求の日から30日以内に会社が責任追及の訴えを提起しないときには、当該株主は株主代表訴訟を提起することができる。なお、手続上の例外として、状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社に回復しがたい損害を生じるおそれがあるときは、直ちに訴えを提起できる（中国会社法151条）<sup>2)</sup>。

事前の提訴請求がないまま代表訴訟を提起しても、不適法としてその代表訴訟が却下される<sup>3)</sup>。中国の株主代表訴訟の運用実態から見ると約八割の裁判例は

前置要件として提訴請求手続をめぐる争いがあった。その半数は提訴請求手続の欠缺または瑕疵があったことにより却下された<sup>4)</sup>。実務上の運用においては、提訴請求手続の適法性について人民法院の判断が分かれる場合がしばしばあって、若干の混乱を生じさせてきた。

そこで、本稿は、中国の株主代表訴訟における前置要件に関する裁判例の分類・整理を通じて、検討すべき問題点を明らかにした上で、株主代表訴訟制度の目的と前置要件が果たすべき役割を実務上実現するために、今後、運用上のあり方を検討することを目的とする。本稿の構成は、まず、なぜ株主代表訴訟の前置要件として事前の提訴請求手続が必要であるのかについて、中国の株主代表訴訟制度の目的と前置要件の役割を解説する。そして、これまでの提訴請求手続の運用事例を分類・整理し、その現れた運用上の変化を分析し、検討すべき問題点を明らかにする。さらに、株主代表訴訟制度の実効性を実現する観点から、提訴請求の欠缺と瑕疵の治癒をめぐる判例の見解を検討する。最後に、株主代表訴訟制度の目的と前置要件が果たすべき役割を実務上実現するために、今後、制度設計および運用上のあり方に付言する。

## 二 中国の株主代表訴訟制度の目的と前置要件の特徴

### 1 中国の株主代表訴訟制度の目的とその制度設計

中国の株主代表訴訟制度の目的は、①会社の利益を守る（会社の損害回復）こと、②コーポレート・ガバナンスを強化する（役員等の違法行為抑止機能と会社機関の健全な運用を促すこと）ことおよび③投資者保護（支配株主の不法行為の抑止と少数派株主保護）の3つがある<sup>5)</sup>。つまり、2005年改正中国会社法により株主代表訴訟制度が導入された背景には、支配株主<sup>6)</sup>が役員のパイプを通じて、また自らが「関連関係」<sup>7)</sup>を通じて会社を食物にし、ひいては少数株主の利益を侵害するという不祥事が続出した現象がある。そこで、その対処法として株主代表訴訟制度が導入され、この3つの目的を実現させるように制度設計が行われている<sup>8)</sup>。その特有の社会背景から中国株主代表訴訟の制度設計

には以下の特徴が見られる。

### (1) 会社の利益を守るための法規整

① 被告の適格について無制限、中国会社法には株主代表訴訟の被告は役員等のみではなく、「他人」も含まれ、すなわち、会社の利益を侵害するなら、誰でも被告になれること。

② 責任の範囲について無制限、例えば、解任された取締役が会社の社印等を持ち去ったことに対する社印等の返還請求、不動産の所有権や職務発明としての特許権等の権利帰属の確認、会社と他人間の契約の取消の訴え等すべてが株主代表訴訟の対象になれること<sup>9)</sup>

③ 直ちに訴訟を提起しなければ会社に回復しがたい損害を生じるおそれがあるときは、提訴請求手続が免除され、直ちに訴えを提起できること。

④ 2017年9月1日施行される最高人民法院の司法解釈<sup>10)</sup>「中華人民共和國会社法の適用に係る若干の問題に関する規定（四）」（以下、司法解釈（四）と略す）25条には、株主代表訴訟の原告株主の勝訴利益は会社に帰属し、被告に対する原告株主に直接の賠償請求は認めないという明文規定をわざと設けていること<sup>11)</sup>

### (2) コーポレート・ガバナンスを強化するための法規整

① 株主代表訴訟制度の利用により株主の監督是正権の強化を通じて、会社役員らの任務懈怠や支配株主等の違法行為に対する抑止効果が期待されること。

② 株主代表訴訟における提訴請求手続実行の適正化により、会社内部機関が権限配分の通りで機能することを促して、会社内部機関の健全性と効率性を確保すること。中国会社法には会社機関の権限・役割等に関する法規整があるが、実務上は軽視されてきた。例えば、株主代表訴訟の対象となっている訴権の帰属や訴訟当事者の地位等について見解が分かれている<sup>12)</sup> 司法解釈（四）

23条においては株主代表訴訟の前置手続における提訴請求の受領権限に関する具体的な条項を明文化することの目的は、会社内部機関が健全な運用により、コーポレート・ガバナンスを強化させることである<sup>13)</sup>

### (3) 投資者保護の法規整

① 株主代表訴訟制度の導入により、支配株主の不法行為を抑止する効果が期待される<sup>14)</sup>。「他人」でも中国の株主代表訴訟の被告になれることから、少数派株主は株主代表訴訟により、「関連関係」を利用して会社利益を侵害する支配株主または実質的支配者等（以下、支配株主等と略す）に対して会社に対する損害賠償責任の追及を通じてその抑制効果が期待される。これまでの運用実態は株主代表制度による支配株主の不法行為に対する有効の対抗手段として評価され、その抑止機能が重要視されている。そのため、2019年4月29日施行される最高人民法院の司法解釈「中華人民共和国会社法の適用に係る若干の問題に関する規定（五）」（以下、司法解釈（五）と略す）には、さらに「関連取引」<sup>15)</sup>に関わる支配株主等の責任追及までに拡大している。

支配株主の不正抑止は裏返していえば少数派株主の保護となる。支配株主等の「関連関係」を通じて利益相反行為が認定された場合には、限られた株主しかいない小規模会社の原告少数派株主にとっても、間接的とはいえ、相当な経済的利益があったはずである。

② 株主監督是正権の強化により投資者保護の確保および投資環境の改善を国内外の投資者にアピールすること。株主代表訴訟は会社および株主全体の利益を確保するための法制度として<sup>16)</sup>少数派株主のみ利用できるものではなく、支配株主も利用できる。たとえば、会社内部統治権をめぐる争いや少数派株主が代表取締役を兼任するケース<sup>17)</sup>または外資比率の高い合弁会社の外資側が、実際に経営に携わらない場合等、いろいろな場面で使える。すなわち、株主構成は少人数しかない会社にとっては株主代表訴訟が實際上株主間の利害関係を調整する役割があるといえよう。そのように株主権利の強化を通じて

投資環境改善をアピールし、国内外の投資者が積極的に投資することを期待する<sup>18)</sup>

## 2 中国の株主代表訴訟制度における前置要件の特徴

以上の検討から、中国株主代表訴訟の制度設計には株主（特に少数派株主）に広範囲で経営に介入できる権限を与えたと言えよう。そこには濫用訴訟により会社の経営に萎縮をもたらす弊害や、過剰な経営介入により、会社経営の円滑性・機動性を害すること等のリスクが存在する。株主代表訴訟制度の目的を実現するには、株主代表訴訟の役割の発揮と濫訴防止の両面から、バランス良く運用されなければならないのである。株主代表訴訟前置要件の設置はそのような役割が求められている。しかし、中国会社法 151 条には前置要件の適用にあたっての具体的な条件や手続等に関する規制が欠けているため、実務上の運用においては若干の混乱が生じている。これに対して最高人民法院は実務上運用の試行錯誤を踏まえて、司法解釈を通して前置要件の適用に関する具体的な条項について徐々に明文化されてきた<sup>19)</sup>

以下では、最新の司法解釈を踏まえて、濫訴防止と株主代表訴訟の役割の発揮との2つの側面から、中国株主代表訴訟における前置要件の特徴を解明する。

### (1) 濫訴防止について、提訴段階における株主の訴訟追行権に関する制限

① 原告の適格の制限により、株主代表訴訟の入り口の段階での濫訴防止。有限責任会社には制限ないが、株式会社の場合は株主が大勢いることと想定し、濫訴防止のため、持株数（比率）と保有期間の制限を設けている。すなわち、一定の持株比率を保有している株主が限られていることにより、提訴できる原告の人数を限定させる。また、保有期間の制限により訴訟のために株式を臨時購入するのを防止し、無意味な訴訟を抑止することができる<sup>20)</sup>

明文の規定はないが、実務の運用において、原告適格の継続が必要とされる。株主代表訴訟を提起した株主は、その訴訟の係属中に株主でなくなった場合に

は、株主代表訴訟の当事者適格を失うことになる<sup>21)</sup>。また、匿名株主は原告不適格の裁判例がある。河南省济源中級人民法院 2018年3月28日決定（(2018)豫96民終253号）は、株主の権利を行使できる者は会社の株主名簿上の株主に限り、原告は株主名簿上にない匿名株主であるため、原告不適格として原告の抗告を却下した（原決定は原告が会社に提訴請求をしなかった理由で却下した）。

② 事前の提訴請求による制限について、まず、株主は、会社に対して書面をもって役員等および会社の利益を侵害する「他人」の責任を追及する訴えの提起を請求する。この請求に対して、会社はその請求日から30日以内に訴えを提起しないとき、その株主は会社のために代表訴訟を提起することができる。その理由は、会社に損害を与える者に対して訴訟提起の権利は会社自身の権利であるため、まず、会社はその権利を行使するか否かについて優先的に判断する機会を与える。会社の権利行使は、第一次的には会社の代表機関の判断事項である。最高人民法院は、株主代表訴訟の直接目的は株主の個人利益ではなく、会社の利益である。会社が株主による代表訴訟の提訴請求を受けた後、まず会社内部機関による調査をした上で解決すべきである。会社内部機関により救済手段を尽くしてから、しかも株主が会社の利益を守る他の方法もない場合には、はじめて株主代表訴訟の提起を認めるべきと解される<sup>22)</sup>。すなわち、最高人民法院は、濫訴防止のため、代表訴訟前置要件の履行を厳格に解される。しかし、会社の不提訴理由書等の関連制度がなく、会社が提訴しなかったら、株主が代表訴訟を提起することができる。提訴請求は形式的なものにされてしまうのが実情であろう。

## （2）株主代表訴訟制度が活用されるため、提訴請求手続にインセンティブの付与

① 中国の企業社会において、原告少数派株主は株主代表訴訟制度を利用して、支配株主等の会社に対する責任追及を通じて、自らの経済利益を実現する

効果がある。中国の代表訴訟の運用実態から見ると、もっぱら有限会社や合併企業、株式会社の場合であっても株主数が限られている場合に利用されている。このような場合は株主が代表訴訟を提起する経済的合理性が十分に存在する。たとえば、支配株主が「関連取引」により会社財産を移転して、会社を解散する事例<sup>23)</sup>について、少数派株主にとってかなりな経済的利益に関わっている。これまでの運用実態から見ると、株主代表訴訟は少数派株主の支配株主等の不法行為に対する有効な対抗手段として使われてきた。その実効性が評価され、さらに、2019年4月29日施行される司法解釈（五）1条には、「関連取引」による会社に損害を与える場合について、支配株主等の被告は当該取引につき法令および定款に定められている手続に従って、株主総会に重要な事実を開示し、その承認を受けたことのみを抗弁事由とする場合では、人民法院がその抗弁を棄却すべきとする。また、会社が提訴しない場合では、株主が代表訴訟を提起することができる。2条には、「関連取引」の契約無効または取消しできる事由が存在する場合について、会社が提訴しない場合では、株主が代表訴訟を提起することができるという規定が設けられている。つまり、少数派株主が株主代表訴訟により支配株主の責任を追及できる範囲をさらに広げることになる。

また、司法解釈（四）26条には、原告株主が勝訴または一部勝訴の場合において、原告株主が訴訟に掛かる合理的な費用について会社が負担すべきという規定が新設された。ここでの合理的な費用は、裁判所に納めた訴訟費用（敗訴者負担）以外の弁護士費用や鑑定費用等のことと解される<sup>24)</sup>

② 提訴請求の受領権限を一層明確にし、提訴請求手続を行うことがしやすくなる。すなわち、司法解釈（四）23条は、会社内部機関の権限範囲に基づき株主提訴請求に応じて、監査役（会）が会社を代表して、役員に対する責任追及の受領権限を有する。また、取締役（会）が会社を代表して、監査役または「他人」に対する責任追及の受領権者を有する。その場合は会社が原告とすべきである。



③ 提訴請求手続の免除制度および運用における提訴請求の欠缺と瑕疵の治癒により入り口の段階を越えて代表訴訟の本訴の審理の確保。すなわち、直ちに訴訟を提起しなければ会社に回復しがたい損害を生じるおそれがあるときは、提訴請求手続が免除されること（中国会社法 151 条）と、株主代表訴訟制度の設立趣旨に照らして会社内部統治機関無機能化の場合<sup>25)</sup>や、提訴請求の受領権限を有する者はすべて責任追及の対象となる場合<sup>26)</sup>また会社が自ら訴えを提起する機会を明確に放棄した場合<sup>27)</sup>等様々な場面において提訴請求の欠缺・瑕疵の治癒が可能である。

### 3 小 括

以上で検討した通り、中国株主代表訴訟制度の目的の特徴は、中国社会的実情を反映している。中国経済の持続可能な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの強化と投資環境の改善という2つの問題に直面している。中国株主代表訴訟制度創設もその2つの問題を解決する手段の1つと位置付けられている。また、社会環境の変化に伴い、株式代表訴訟制度の運用方針も変わっていく。たとえば、株主代表制度当初の設計には支配株主等の抑止機能を重視している。そのため少数派株主の保護が強調される。現在中国経済がおかれる社会現状においては国内外の投資者が積極的に中国での投資を行うことが重要視されていることから、少数派株主だけでなく、支配株主も株主代表訴訟の利用により守れることや<sup>28)</sup>会社内部ガバナンスの実効性を高めて、投資環境の改善に重きを置く傾向がある。

以下では、株主代表訴訟の前置要件としての提訴請求手続の運用事例において、書面内容および証拠資料提供の要否、提訴請求の受領権限の有無と提訴請求の適法性、提訴拒否と不提訴の判断基準の運用について分類・整理し<sup>29)</sup>その現れた運用上の変化を分析し、運用実態と検討すべき問題点を明らかにする。

### 三 提訴請求手続の運用における諸問題

#### 1 提訴請求についての書面内容および証拠資料提供の要否

提訴請求手続には、まず、株主は会社に対して、書面により、会社が役員等に責任追及の訴えを提起するように請求することを要する。ただ、書面の形式・内容および事実関係に関わる証拠資料の提供が必要か否かに関する具体的な規定は設けていなかった。また、提訴請求の趣旨は単なる会社に対する意思の通知であることと考えて、例え口頭であってもよいか問題となる。

実務上の運用においては、提訴請求の書面内容が不適合により、却下される事案は見当たらない。殆どの裁判例は書面での提訴請求があればよく、書面の形式<sup>30)</sup>や内容等についての要求も触れることがなかった。

証拠資料提供の要否について、最高人民法院 2011 年 11 月 28 日判決（(2011)民四終字第 15 号）は、会社が原告株主（50%の持分を保有する香港法人）の提訴請求に対して、明確な被告および具体的な請求原因事実、詳細な提訴理由およびすべての訴訟証拠が漏らさず記載されている書面を会社に提出するように要求する事案において、「株主代表訴訟は代位訴訟であり、その原因は会社の利益が侵害されたことにある。本件では、証拠資料は会社を実質的に支配している被告側が持っている。会社が原告に証拠資料提供の要求は、実質上原告の訴訟を妨害することになる。本件の実情からみれば、会社は訴えを提起することが困難であるため、原告株主は会社がこの提訴請求の日から 30 日以内に訴えを提起しないときは、自ら訴えを提起することができる」と判示した。

株主が会社側に提訴請求の意思通知があれば、書面の提出が省略できるかについて、江蘇省高級人民法院 2012 年 9 月 14 日決定（(2012)蘇商外終字第 0030 号）は、一人会社の原告株主（外国籍の全額出資者、関係者はすべて親族関係である）が会社の監査役に書面で提訴請求をされずに、解任された代表取締役（被告）に対して会社の社印等を会社に返還請求を求める株主代表訴訟の事案において、書面により監査役に提訴請求の手続がされなかったため、却下した。

一方、安徽省高級人民法院2009年11月16日判決（(2009)皖民二終字第0163号）は、清算中の会社の株主が清算人に口頭での提訴請求に対して清算人が訴訟の提起を拒否した事案において、原告株主が提訴請求手続の要件を満たしたため、株主代表訴訟の本訴を提起する権利を有すると判示した。

ようするに、実際の運用にも、提訴請求書の形式や内容について特に具体的な要求がなかった。訴訟の証拠資料の提供については、会社側が収集すべきであり、株主が提出する必要はないとされている。また、2009年安徽省高級人民法院の判決には、清算中の会社においては会社の代表機関が清算人しかいないため、清算人が自ら原告株主の口頭の提訴請求を拒否したことを証明した場合では、口頭により提訴請求も適法として認められて、書面の形式より実質的合理性を優先させる考え方である。一方、2012年江蘇省高級人民法院の判決では、書面による提訴請求について、会社法の明文規定である以上厳格的に遵守する必要があるとした。たとえ、家族経営の一人会社において株主の提訴請求の意思を知っていても、監査役が設置されていることから、取締役の責任を追及するには、監査役に書面で提訴請求をしなかったため、不適法として却下し、厳格化に方向を転換した特色が現れる。

書面による提訴請求の役割については、単なる会社に提訴請求の手続を経た証拠にすぎないか、それでも、書面の記載により提訴受領権限を有する機関に対して請求したことを明らかにするためのものかという2つの考え方がある。提訴請求書は単なる提訴請求の意思を会社に通知する観点から、提訴請求書の形式および内容については、特に具体的な要求が必要ないと考えられる。但し、提訴請求は会社の提訴請求受領権限を有する機関に対して請求することが必要とするならば、提訴請求書の形式について、宛先の記載方式に関する具体的な要求が必要となる。司法解釈（四）では会社内部機関の提訴請求の受領権限の配分について具体的に明文化した。その目的は、株主代表訴訟に通じて、会社機関の健全な運用を実務上実現させることにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める狙いがある。そうすると、今後、株主の提訴請求と会社の対

応に含めて、提訴請求書の形式や内容についての具体的な規制の制定が必要と思われる。

提訴請求書とともに証拠資料提供の要否について、提訴請求の制度設計は、損害を受けたのは会社であるため、訴訟を提起するか否かはまず訴権を有する会社に判断する機会を与えて、会社は、受領権限を有する会社機関が請求書の記載内容を精査し、30日の考慮期間中に、事実調査・証拠収集・法的検討を行い、訴訟を提起すべきか否かを判断しなければならない。そのため、株主側に提訴請求とともに証拠資料の提供は要求すべきではないと考えられる。このような意味で、最高人民法院（2011）民四終字第15号判決は妥当である。

提訴請求の手續が適法か否かの判断基準について、通説・判例では、株主代表訴訟制度の趣旨に従って、会社内部機関により救済手段を尽くしてから、しかも、株主が会社の利益を守る他の方法もない場合に、はじめて訴えの提起を認めるべきである。従って、清算中の会社には会社の代表機関が清算人しかいないため、清算人が拒否したことにより救済手段を尽くし、他の方法もないため、口頭での提訴申請も適法と認められたと考えられる。一方、家族経営の一人会社においては、株主の提訴請求の意思を知っていても、監査役があるため、取締役の責任を追及するには、監査役に書面で提訴請求をしなければ却下される。但し、実務の運用においては、会社内部機関により救済手段を尽くすことは、すべての機関に提訴請求しなければならないか、それでも、受領権限のある機関に提訴請求するだけでよいのか、以下で、検討する。

## 2 提訴請求の受領権限の有無と提訴請求の適法性

### (1) 提訴請求の受領権限に関する法規整

中国会社法 151 条には、株主による会社に対する提訴請求は、責任追及の対象により提訴請求の受領権限を有する会社機関が異なるように規整されている。すなわち、役員等の責任追及には監査役（会）、監査役の責任追及には取締役（会）に対して提訴請求をしなければならない（中国会社法 151 条 1 項）。

また、「他人」の責任追及に対する提訴請求の対象は同法151条1項・2項の規定を準用する（中国会社法151条3項）。

会社の裁判上の行為は会社の業務執行に属し、取締役（会）の判断事項であり、監査役の会社に対する責任を追及する訴訟の提起は会社代表権限の範囲内に含まれ、会社代表権限を有する代表取締役が行うのが原則である。一方、会社による役員等の責任を追及する訴えについても代表取締役の権限であるが、馴れ合い訴訟のおそれがあることから、例外的に監査役（会）が、会社と役員等との間の訴訟につき会社を代表することと規整されている。つまり、中国会社法151条1項には、役員等の責任追及に対する提訴請求の受領権限が監査役（会）を有することと、監査役に対する提訴請求の受領権限が取締役を有することを明確にしている。ところで、同法3項には、「他人」に対する提訴請求の受領権限を有する会社機関について、取締役か、監査役か、また取締役と監査役それぞれに対して提訴請求をしなければならないかは明文規定を設けていなかった。提訴請求制度の立法趣旨と会社内部機関権限の配分原則から、「他人」に対する提訴請求の受領権限が取締役を有すべきと解されることは自然である。

2005年改正中国会社法には株主代表訴訟制度が新設されて間もなく、最高人民法院は制度運用の指針として指導的判例（「最高人民法院2009年3月17日民事和解書（2008）民二终字第123号」）を公表した。この判例に関する解説として、最高人民法院の裁判官杜軍氏は、中国会社法151条3項における「他人」に対する提訴請求の受領権限を有する機関について、取締役と監査役の両方とも有するという前提で、但し、株主の負担（訴訟コスト）を軽減するため、取締役のみに提訴請求することができる」と解説した。同じく元最高人民法院裁判官呉慶宝氏の解説は、監査役が受領権限を有する前提で、本件では会社宛に提出した提訴請求書について、会社全役員会議で検討したことから、提訴請求の趣旨は実質的に達せられるため、提訴請求は適法と解される<sup>31)</sup>明らかに、当時の立法者や最高司法当局も提訴請求の趣旨についての理解は十分ではな

かったことが表れた。

このように「他人」に対する提訴請求の受領権限に関する規定が不明瞭のため、実務の運用においては提訴請求にすべき対象および訴訟当事者の地位等については見解の対立がある。下級審裁判例の見解にも不一致が目立っている。最高人民法院は改めて司法解释（四）（2017年8月公布同年9月1日施行）23条により提訴請求の受領権限を有すべき会社機関および訴訟当事者の地位等に関する明文規定を設けた<sup>32)</sup> その立法意図は提訴請求の受領権限に関する法規整により、会社内部機関の権限配分や役割に関する誤り認識を正して各機関の責任意識を高め、会社機関の健全・効率的な運用を実現させる狙いである<sup>33)</sup>

## （2）取締役等の責任追及に関する提訴請求の宛先

### ① 監査役（会）または取締役（会）のいずれかの選択

浙江省金華市中級人民法院 2010年6月28日決定（（2010）浙金知初字第29号）は、会社に提訴請求しなかった原告株主が取締役の会社に対する責任追及事案につき、原告株主は書面により監査役（会）または取締役（会）のいずれにも事前の提訴請求をしなかった理由で、提訴を却下した。すなわち、役員等の責任追及に関する提訴請求については、監査役（会）または取締役（会）のいずれか1つ選択することができると読めることになる。

結論は正当であるが、中国会社法 151 条 1 項には役員等の責任追及について監査役（会）に対して提訴請求をなさなければならないという明文規定がある以上、監査役（会）または取締役（会）のいずれか1つ選択できるような解釈は文言上困難である。また、取締役（会）のみに提訴請求を経て、株主代表訴訟が提起される場合は、監査役（会）の検討契機を奪われ、取締役間の同僚意識から提訴懈怠のおそれがあるから、取締役の責任を追及する訴訟を提起すべきか否かを監査役（会）に判断させる契機を確保する提訴請求の立法趣旨に反することになる。そのような理由付けは、実務上、提訴請求手続は形式的なものにすぎず、会社法の規定により、手続を踏まざるを得ないから、形さえ取れ

ばよいという提訴請求手続を軽視する考え方を表している。

② 役員等の責任追及には提訴請求の受領権限が監査役（会）に限定する

退任後の取締役の会社に対する責任を追及するため、原告株主が書面により代表取締役に提訴請求をしたが、拒否されたから株主代表訴訟を提起した事案につき、原審決定は「株主代表訴訟の対象となる取締役は会社の利益を侵害する時の取締役であり、代表訴訟を提起する時の取締役に限られない。原告株主が法律で定めている前置手続（監査役（会）への提訴請求）が完了する前に、株主代表訴訟を提起する権利がない」として却下した。上訴審（終審）裁判所江蘇省高級人民法院2010年8月26日決定（(2010)蘇商外終字第0063号）は、役員等の責任追及に関する提訴請求の受領権限を有する会社機関は監査役（会）であることが会社法の明文規定である以上、遵守しなければならない、たとえ退任後の取締役であっても同様に適用されるべきであると原審決定を支持した。

取締役の責任追及には提訴請求の受領権限が監査役（会）に限定するという認識は正しいが、しかし、その趣旨は取締役の地位が有する者相互間の特殊な関係から、取締役の責任追及が行われぬおそれがあるので、提訴請求を受領する権限は監査役（会）に与えられている。したがって、本件においては退任後の取締役に対し、その取締役の地位はすでに失われたため、原則に戻って、会社の代表権限を有する代表取締役は提訴請求の受領権限を有するものと解されるべきである。一律、退任後の取締役の責任追及に対しても提訴請求の受領権限を監査役（会）に限定させ、株主の提訴請求を却下したことは、会社法151条の規定を若干硬直的に把握していると思われる。

**(3) 「他人」の責任追及に関する提訴請求の宛先**

① 監査役（会）と取締役（会）の両方に提訴請求が必要とする事案

「他人」の会社に対する責任追及のため、原告株主が書面により監査役に提訴請求をしたが30日以内に会社が提訴をしなかったから、株主代表訴訟を提

起した事案につき、原審決定は「提訴請求手続要件の趣旨は、提訴するか否かはまず会社がその内部機関を通じて判断すべき事項であり、会社の内部機関により救済手段を尽くさなければならない。「他人」の会社に対する責任追及の提訴請求は会社法 151 条 3 項に基づき、書面により取締役（会）と監査役（会）の両方に提出することが必要である。本件において監査役のみに提訴請求したことは会社の内部機関により救済手段を尽くしていなかったため、提訴請求は不適法」として却下した。原告株主は原審決定を不服として抗告した。二審期間中、原告株主は改めて代表取締役にも提訴請求書を提出した。抗告審（終審）北京市高級人民法院 2016 年 6 月 20 日決定（（2016）京民終 34 号）は、原審決定の理由を支持し、二審中に原告株主が代表取締役に提訴請求書を提出したことを踏まえて、30 日間の回答期限後、原告株主は会社内部機関により救済手段を尽くしてから、また、改めて株主代表訴訟を提起することができるとした上で、原告株主の抗告を却下した。

「他人」に対する訴訟を提起するか否かは、会社の業務執行に属し、会社の代表権を有する取締役（会）の判断事項である。本件においては監査役に対する提訴請求が不適法として却下される結論は妥当であるが、監査役（会）と取締役（会）の両方に提訴請求が必要とする理由付けには誤っているといわざるを得ない。その理由付けは会社法 151 条 3 項規定の曖昧さに由来したものと考えられる。司法解釈（四）23 条は「他人」に対する提訴請求の受領権限を明記した（本件は司法解釈（四）が施行される前の事案である）。また、抗告審は審理中に原告株主が改めて代表取締役に提訴請求書を提出したことから、取締役（会）が提訴するか否かの検討期間を確保することを優先し、30 日間の期限をすぎて提訴しなかったら、原告は改めて本訴と同一の訴えを適法に提起することができることから、これを却下するという理由付けについて、法規定を厳格的に順守する観点から妥当といえる。しかし、本件では、すでに監査役に対して提訴請求がなされたことと、一審の審理を終えて、抗告審で改めて代表取締役に提訴請求をされたことという事実からみると、当該提訴請求につい



て代表取締役は承知しているはずであり、その長い期間に実質的に検討する機会は与えられたことと推定すべきか否かを検討せず、株主代表訴訟を却下することは提訴請求の立法趣旨に合致するか否かは疑問が残る。

② 監査役（会）のみに提訴請求をすることが適法として認容された事案

成都市金牛区人民法院 2018 年 8 月 28 日判決（(2018)川 0106 民初 3540 号）<sup>34)</sup>は、原告株主が「他人」の会社に対する責任追及について書面により監査役会会長に提訴請求してから 30 日以内に訴訟を提起しなかったため、株主が自らの名義で株主代表訴訟を提起する事案につき、「会社法 151 条に基づき、「他人」による会社の利益を侵害する場合には、株主は書面により監査役（会）に提訴請求をしてから提訴を拒否され、または 30 日以内に提訴しなかった場合には、株主は会社の利益のため自己の名で訴訟を提起する権利がある」と判示した。

本件は、司法解釈（四）23 条 2 項には「他人」の責任追及の提訴請求を受領する権限は代表取締役または執行取締役にあるという明文規定が施行された後の裁判例であるにも拘らず、監査役（会）のみに提訴請求をすることが適法として認容された。本判決と同趣旨の見解の裁判例は、下級人民法院の判示によくみられる<sup>35)</sup>そもそも、司法解釈（四）23 条 2 項の規定については、異なる見解が根強く残っている。すなわち、会社は「他人」の会社に対する責任を追及しなかった原因は大体取締役がその「他人」との個人的関係から訴訟を提起しなかった。業務監査権限を有する監査役は取締役に対する監視義務により、会社を代表して訴訟を提起する権限を有するべきである。実務の現状においては、確かに「他人」に対する提訴しなかった起因は取締役にある。監査役に対する期待が高まり、司法解釈（四）23 条 2 項の規定について、統一的に運用されていないのが現状である。

③ 「他人」の会社に対する責任について、追及権限を有するのは取締役(会)のみとする事案

安徽省高级人民法院 2018 年 3 月 23 日決定（(2018)皖民終 163 号）は、監査役が株主の提訴請求に応じて、会社（原告）を代表して「他人」の会社に対

する責任を追及するにつき、「会社の内部統治機関の権限配分について、株主総会は会社の最高意思決定機関である。取締役（会）は会社の業務執行機関として、会社を代表する権限を有する。監査役（会）は会社の監査機関として、権限範囲は会社内部の会計および業務執行の適法性監査を限定され、会社を代表して役員等の責任を追及できることはあくまで会社法 151 条に例外的規定であり、会社を代表して「他人」の責任を追及できる規定ではなかった。司法解釈（四）23 条には、会社を代表して「他人」の責任を追及する権限は取締役（会）の権限であることを明記している。したがって、会社を代表して「他人」の責任を追及する権限を有するのは取締役（会）のみである。法の明文規定を超えて監査役（会）の訴訟権限を拡大するのは、会社の内部統治機関の意思決定の不一致や混乱を引き起こすことになる。株主は「他人」の会社に対する責任を追及したいなら、まず、取締役（会）に提訴請求をすべき、取締役（会）は提訴しなかったら自ら株主代表訴訟を提起することができる」とした上で、監査役の請求を却下した。

本判決の理由には、司法解釈（四）23 条の趣旨を正しく解釈し、結論も正当だと思われる。本判決と同趣旨の見解の裁判例は、日本の高等裁判所に当たる高級人民法院の判示によくみられる<sup>36)</sup>

そもそも、最高人民法院の司法解釈（四）23 条を制定する趣旨は、提訴請求の受領権限の有無を通して、会社機関の役割や権限配分の論理等について正しく認識させ、実務においてコーポレート・ガバナンスの実効性を向上させる狙いがある。高級人民法院は最高人民法院の目的を理解したが、下級人民法院は、会社の内部機関の権限配分の趣旨についての認識がまだ不十分であることが表れている。最高人民法院の司法解釈の施行により、変化が見られるが実務に浸透するまでには、なお時間を要すると思われる。

#### (4) 提訴請求の受領権限を有する監査役の適格と会社を代表する権限の有無

##### ① 登記簿上の監査役も提訴請求の受領権限を有する事案

広東省珠海市中級人民法院 2019 年 4 月 16 日判決 ((2019) 粵 04 民終 156 号) は、原告株主が他社に転職した監査役 A 氏に提訴請求書を提出したことに関する提訴請求手続の適法性につき、「A 氏は会社を退職したといえども、会社は法の手続に基づき A 氏の監査役という役職を解任したわけではなく、A 氏は依然会社の監査役の地位を有する」とした上で、A 氏に対する提訴請求の手続の合法性を認めた。

##### ② 訴訟中に解任された監査役が会社を代表する権限を失う事案

上海市第二中級人民法院 2019 年 4 月 26 日決定 ((2019) 滬 02 民終 3772 号) は、監査役が会社（原告）を代表して取締役の責任追及の訴えを提起した後、会社は株主会を招集して当該監査役を解任した事案につき、当該監査役の解任により会社を代表して、取締役の責任追及を提訴する資格を失い、不適法として却下した。

そこで、監査役の適格について、実務上の運用は上記①と②で示した通り、株主総会の選任・解任決議の有無と会社登記簿上の記載の有無による形式的に判断する。形式的判断基準は明確で立証も容易の利点があるが、しかし、①のように、株主総会の解任決議がないという理由ですでに他社に転職した監査役に対しても提訴請求の適法性を認めたことは、提訴するか否かについては会社が優先的に判断する契機を与える提訴請求の趣旨に合致するか否か、大いに疑問が残っている。一方、②のように、株主の提訴請求を受けて、取締役を提訴した監査役について、訴訟中にも拘らず、取締役は株主総会を招集し、多数決により当該監査役を解任した。これに基づき監査役不適格として訴えを却下されたことは荒っぽさが気にかかる。そうすると取締役が会社に対する責任を逃れることになる。実質的に法制度を無意味にしたといえるであろう。

##### ③ 監査役が会社を代表して提訴する場合の手続

会社における監査役の地位により、株主提訴請求の受領権限を有するものと

いえども、実際に提訴する場合には様々な制限がある。中国の実務では、会社は原告として提訴する場合には、人民法院に会社印を押印した営業許可証と法定代表者の身分証明を提出することを必要とする。そこで、社印等は通常法定代表者（代表取締役会長または執行取締役）が管理している。監査役（会）が株主の提訴請求を受けて、会社を代表して取締役の責任を追及する訴えを提起する場合には、取締役等の協力を得ることができず、上記資料等を裁判所に提出することができないため、提訴を断念するしかない<sup>37)</sup>。そこで、上海市高級人民法院審判委員会が2016年10月8日認めた指導的判例として（2014）黄浦民二（商）初字第1166号は、監査役が会社を代表して代表取締役の責任を追及する訴えについて、被告代表取締役は監査役が提出した証明書類に自分の署名しかない会社印の押印がないため、提訴手続に瑕疵があるとして却下すべきと主張している事案につき、「会社法151条には株主代表訴訟における前置要件として、役員等の責任追及について、まず監査役（会）に提訴請求が必要である。…監査役が株主の提訴請求に応じて、提訴する場合は監査役（会）自身が原告になるべきという見解があるが、…監査役（会）は会社の内部機関であり、原告は会社となり、監査役（会）は監査役（会）の決議に基づき会社を代表して訴えを提起する権限がある。…ただ、実務では法人が提訴する際には、法人の営業許可証と法定代表者の身分証明をそれぞれに社印を捺印して提出することを必要とする。但し、通常役員等（この場合は被告の可能性が高い）は社印等を管理しているから、監査役（会）に協力するはずがない。…しかし、会社法が監査役（会）に会社を代表して取締役等の責任を追及する訴えを提起する権限を法定される以上、たとえ会社印の押印がなくても、監査役（会）の決議があれば、それに基づき、会社を代表して提訴する権限を有することを認めるべきである」と判示した。

中国の訴訟実務では、会社を原告とする提訴する場合には会社印が必要なため、会社印を持っていない監査役は株主の提訴請求に応じて取締役の責任を追及する訴えを提起することができるかという問題を如何に対処すべきか、見解

が分かれている。そもそも、中国には会社法 151 条の代表訴訟に関する規定について、取締役または監査役が株主の提訴請求に応じて、会社を代表して提訴する場合には、取締役または監査役自ら原告として、会社は第三者として訴訟参加となるという見解がある。そうすると、監査役は自分が原告として会社印がなくても提訴することが可能になる。しかし、上記（2014）黄浦民二（商）初字第 1166 号判決で示したように、監査役（会）は会社の内部機関であり、原告は会社であり、監査役は会社を代表して訴訟活動を行う。また、最高人民法院司法解釈（四）23 条を設けられる一因は、監査役が自ら原告として会社を代表して提訴することができるというような見解を是正する狙いにある<sup>38)</sup>。司法解釈（四）施行後、実務では取締役または監査役が自ら原告として提訴した事案はすべて却下された<sup>39)</sup>。また、会社印を持ってない監査役は会社を代表して提訴することが不可能なら、その場合においては株主の提訴請求を免除すべきか、それでも会社印の押印がなくても、監査役の会社を代表して提訴する権限を認めるべきか。上記（2014）黄浦民二（商）初字第 1166 号判決は、会社法が監査役（会）に会社を代表して取締役等の責任を追及する訴えを提起する権限を法定される以上、たとえ会社印の捺印がなくても、監査役（会）の決議があれば、それに基づき、監査役の会社を代表して提訴する権限を認めるべきとの判示は正当だと思われる。

### 3 提訴請求を受領した後、提訴拒否と不提訴の判断基準

株主の提訴請求に対して、会社が提訴を拒否または 30 日以内に提訴しない場合においては、株主が代表訴訟を提起することができる。そこで、拒否とは何か、中国では会社は提訴請求の株主に対し、不提訴理由書により通知制度がないものの、実務には株主に返答するケースが少なくない。その中に、株主代表訴訟の同意書を株主に返答するケースもある。たとえば、監査役 1 名しかいない監査役会非設置会社の監査役は、株主の取締役の責任を追及する提訴請求に対し、提訴費用を捻出することができない理由で、株主が自ら株主代表訴訟

の提起を同意するという同意書を株主に返答した事案につき、北京市第三中级人民法院 2018 年 5 月 4 日判決（(2018)京 03 民終 4396 号）は、「監査役が訴訟費用の捻出ができない理由で提訴を拒否したため、原告株主の提訴請求手続は適法として、株主代表訴訟を提起することができる」と判示した。

また、客観的な原因により提訴不能の場合は提訴拒否または不提訴に当たらないと判断され、株主代表訴訟不適法とした裁判例がある。株主の申立により人民法院は清算命令を発して、清算人が選任された会社の原告株主（会社の代表取締役）は、清算人に対し、他の株主の会社に対する損害賠償責任を追及する提訴請求を提起したことについて、清算人は、「原告株主は会社の代表取締役であり、会社の帳簿等の関係資料を清算人に移管しなかったため、清算人は職務を行うことができない状況に陥り、会社業務を執行できる関係資料を清算人に移管するまで提訴するか否かを判断することができない」との返答につき、広東省高級人民法院 2018 年 11 月 9 日決定（(2018)粵民終 1281 号）は、「原告株主は代表取締役として清算人に会社業務執行に関する帳簿等の関係資料を移管する義務がある。代表取締役は会社の関係資料を清算人に移管しなかったため、清算人が訴訟提起を含む業務執行ができなかった状態に陥り、会社の関係資料を清算人に移管するまで、提訴判断は客観的に不可能である。よって、本件では会社法が定めている提訴拒否および不提訴に当たらないため、原告株主の株主代表訴訟は不適法なものだ」として却下した。

会社が提訴拒否または 30 日以内に不提訴ということは、株主代表訴訟の前提要件である。上記実務の運用において、提訴拒否と不提訴の判断基準は、結果的に会社が提訴するか否かを基準としている。実質に会社が提訴しなかったら、たとえ監査役は株主が代表訴訟を提訴することを同意しても、監査役が自ら提訴しなかったことによって提訴を拒否したと判断される。但し、特殊の事情により会社が現段階提訴不能の場合は提訴拒否または不提訴に当たらないという例外がある（(2018)粵民終 1281 号）。すなわち、会社が客観的な原因により一時的に提訴不能の状態に陥る場合においては、提訴拒否と不提訴に当た

らない。当該状態が解消されたら会社が自主的に検討する契機を確保するためのものだと思われる。

#### 4 小 括

以上では、提訴請求手続における提訴請求書の要否と様式・内容、提訴請求の受領権限を有する会社機関、提訴請求の拒否と不提訴の判断基準という三つの側面から、提訴請求手続の運用実態とその問題について検討をしてきた。その運用に当たっては以下のような特徴が見られる。

まず、判決の理由付けから人民法院にも提訴請求要件が設けられる趣旨についての理解の不十分さが現れる。直接の原因は提訴請求制度の整備がまだ不十分である。その背後の原因には、中国の会社法制度が導入される時間はなお短く、会社内部機関の役割とその権限配分について、まだ十分に理解されていないことにあると考えられる。

具体的に、提訴請求の受領権限を有する会社機関の認定については、人民法院の見解が多様であることに表れる。人民法院ごとに、提訴請求の受領権限を有する会社機関の認定に関する判断が異なると、提訴請求書の提出先の不適法として前置手続段階で却下されるリスクがあり、明確な基準がないことにより訴訟コストの増加が強いられる。実務上、このようなリスクを回避する対策としては、原告株主が取締役（会）と監査役（会）両方に提訴請求書を提出することになっているのが現状である<sup>40)</sup>。そうすれば、会社内部機関における提訴受領権限を区別する意義を失い、提訴請求手続の形さえとればよいという提訴請求手続を軽視する傾向が表れて、形骸化される恐れがある。一方、会社機関の弱体化により株主代表訴訟制度の利用が増えることになる。例えば、株主と監査役の二重身分があるときは、会社印を持っていないこと等の理由で会社の機関としての監査役ではなく株主の身分で株主代表訴訟を提起する事案が多く存在している。

このような運用実態は会社内部機関それぞれの役割とその権限配分について

の理解不足に起因するが、逆に会社機関の役割に関する誤った認識を正当化され、会社機関の機能が正常に発揮されなくなった可能性が生じて、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの確立の阻害要因になっている。そのため、最高人民法院は司法解釈（四）23条に株主代表訴訟の前置手続における提訴請求の受領権限の配分に関する具体的な規定を明文化することにより、株主代表訴訟前置手続の正しい実務運用を通して、会社内部機関の機能や権限配分に関する正確な理解を普及し、より実効性のあるコーポレート・ガバナンス・システムの確立を促すものと思われる。

#### 四 提訴請求欠缺の瑕疵とその治癒

提訴請求は株主代表訴訟の前置要件であるため、事前の提訴請求を欠いたまま株主代表訴訟が提起されても、不適法として当該訴えが却下されることになる。その例外として、中国会社法 151 条 2 項には、会社の利益に回復しがたい損害が生ずるおそれがある緊急な事情が発生した場合は、株主がただちに株主代表訴訟を提起する権利を有すると定めている。ただし、どのような状況が緊急な事情といえるかについて、実務では、限定的に解されている。裁判例としては、緊急な事情について、解任された取締役が会社印等を持ち去って、つねに会社の預金を引き出す等の会社財産を移転することができる状況にある場合と、会社の実質的支配者は、会社との関連取引を続ける状況で破産の申立てをしようとする場合の二類型しか認められなかった<sup>41)</sup>

最近の判例では、提訴請求の制度趣旨に照らして特殊の事情がある場合は提訴請求欠缺の瑕疵が治癒されると解され、より実質的に株主代表訴訟制度の目的が達せられるように制度運用を目指している。以下では、「特殊の事情」の意義について検討する。

##### 1 会社内部統治機関無機能化の場合

最高人民法院 2015 年 12 月 31 日決定（(2015)民提字第 230 号）



株主<sup>42)</sup>がX, Y<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub>の3名しかいない有限会社Zには、取締役会と監査役会を設置しておらず、Y<sub>1</sub>は取締役、Y<sub>2</sub>は監査役を務めている。Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は夫婦関係である。株主間の不和により、社印や営業許可証等の重要資料は関係機関に保管し、株主全員の同意により使用することができることとしていた。

2014年8月、XはY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>が会社財産を着服したと主張して、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>に対し、会社に損害賠償請求する株主代表訴訟を提起した。一審と二審はXが事前に書面により会社に提訴請求をしていなかったことと、中国会社法151条2項に定めている緊急な事情の発生も認めない等の理由で、本件提訴を不適法として却下した。Xは最高人民法院に再審請求した<sup>43)</sup>

最高人民法院は、以下の理由で一審と二審決定を取り消し、一審人民法院に差し戻した。

「提訴請求を株主代表訴訟の前置要件とする趣旨は、会社内部機関の統治機能を十分に発揮させ、独立人格を有する会社自身の意思決定を尊重し、株主の濫訴の抑止および訴訟経済の要求にかなうものである。会社法に定めている前置要件という条項の文言を社会通念上から、その前提は会社内部機関の統治機能が通常の状態であることと解すべきである。すなわち、株主が関係機関または担当者に書面の提訴請求を提起する際に、関係機関等は株主の提訴請求に応じるかどうかはまだ確定していない状態であり、関係機関等が株主の提訴請求に応じる可能性が残っている。言い換えれば、法律は当事者に無意味な行為を要求すべきではなく、株主は提訴請求しても意味がない場合、すなわち、客観的事実から関係機関等が株主の提訴請求に応じる可能性はないことをはっきり示している場合においては、中国会社法151条に適用すべき状況ではない。

本件においては、株主がX, Y<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub>の3名しかいないZ社には、取締役会と監査役会を設置しておらず、Y<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub>はそれぞれ執行取締役と監査役を務めている。また、XとY<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub>の間に提訴前にもすでに提訴事実に関する争いがあったこと等の事実から、たとえXはY<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub>に対して提訴請求しても、拒絶されることが明らかである。したがって、本件においては会社の執行取締役お

よび監査役が株主の提訴請求に応じて、自分に対して提訴する可能性はあるはずがない。そのような状況においては会社内部機関により救済手段を尽くしたこともいえる。したがって、Xが提起した本件訴訟は中国会社法 151 条に反するものとはいえない。よって、本件訴訟は中国会社法 151 条 2 項に定めている緊急な事情が発生しているか否かにもかかわらず、民事訴訟法の訴訟要件が充足しているならば、人民法院が受理すべきである。」と判示した。

本決定には、最高人民法院が初めて、中国会社法 151 条の射程範囲について、株主代表訴訟の制度趣旨に基づき、社会通念上により、同条が適用すべき大前提として、会社内部機関の統治機能が通常の状態であることを限界付けたという点で、大きな意味がある。すなわち、会社内部統治機関完全に無機能化の場合、客観的事実から提訴請求の受領権限を有する会社機関が株主の提訴請求に応じる可能性がない場合という特殊の事情がある場合には、事前の提訴請求はもはや無意味の行為となり、中国会社法 151 条の射程範囲外にあると解すべきであり、事前の提訴請求手続は免除されるべきである。より実質的に株主代表訴訟制度の目的が達せられるように解されることは評価すべきと思われる。

## 2 提訴請求の受領権限を有する者はすべて責任追及の対象となる場合

最高人民法院 2016 年 5 月 27 日決定（(2015)民四終字第 54 号）

株主が X, Y<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub> の 3 名しかいない株式会社 A には、取締役会が X, Y<sub>1</sub>, Y<sub>2</sub> の 3 名により構成されて、X は代表取締役、Y<sub>1</sub> は取締役会会長、Y<sub>2</sub> は執行取締役兼監査役である<sup>44)</sup> 2003 年 6 月、X はカナダに移住したため、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> は A 社を経営している。X は Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> が会社財産を着服したと主張して、2013 年 3 月、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> に対し、着服した財産を 30 日以内会社に返還する催告通知を出した。返答がなかったため、X は Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> に対し、会社に損害賠償請求する株主代表訴訟を提起した。

原審（遼寧省高級人民法院）は提訴請求が株主代表訴訟の前置要件として法定されている。X が Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> に対して着服した財産を会社に返還する催告通知

は、A社の同意を得ず、Xが一方的にA社を代表してY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>に対して権利を主張したのとして、中国会社法151条1項に規定されている提訴請求とはまったく異なる性質のものであり、催告通知を提訴請求と同視することはできない。また、提訴事実は2003年～2007年にすでに発生したものであり、中国会社法151条2項に定めている緊急な事情に当たらない等の理由で、本件提訴を不適法として却下した。Xは最高人民法院に上告した。

最高人民法院は、以下の理由で原審の決定を取り消し、原審に差し戻した。

「まず、中国会社法151条に株主代表訴訟の前置要件を設ける目的は、会社統治機能の発揮を尊重し、株主の提訴請求により会社が自ら関係紛争を解決する検討機会を与えられ、会社の統治機能を守るためのものである。通常の場合、事前の提訴請求を経て、会社が不提訴または提訴放棄した場合のみ株主代表訴訟の提起が許される。しかし、A社の3名の取締役は原告1名と被告2名となっている。客観的にみれば、A社の役員には原告以外すべて被告である。中国会社法151条には、役員等の責任追及には監査役（会）に提訴請求、監査役の責任追及には取締役（会）に提訴請求をしなければならない。その規定の目的はいわゆる馴れ合い訴訟を防止するためのものである。本件特殊の事情においては、当該目的を実現する方法がないことが明らかである。よって、Xが本訴前の前置要件の履行義務を免除すべきである。

また、通常の場合には株主Xが代表取締役を務めているなら、Xは株主代表訴訟ではなく、自ら会社を代表して訴えを提起することができる。しかし、本件においてXは社印を持っていないため、会社名義で提訴することが困難である<sup>45)</sup> Xはすでに会社名義で提訴し、却下されたことから、株主代表訴訟以外に救済する手段がないことが明らかである。以上の状況を踏まえ、さらに本件原審はすでに2年間半の審理を費やしたのに、まだXに改めて提訴請求を行ったからもう一度提訴することを要求するのが、会社の利益を守る観点からも明らかに不利な状況に陥り、当事者にも余分のコストを負担させ、訴訟経済にも合致しないものといわざるをえない。」と判示した。

本件決定には、最高人民法院は中国会社法 151 条における馴れ合い訴訟防止の目的から、提訴請求の受領権限を有する者はすべて責任追及の対象となる場合には、実質的に受領権限のない者に提訴請求を行うことになるため、事前の提訴請求手続は免除されるべきと解された。すなわち、最高人民法院は、提訴請求の受領権限を有する者はすべて責任追及の対象となる場合は、提訴請求欠缺の瑕疵が治癒される「特殊の事情」に当たるとして、「特殊の事情」をより、具体化、明確化した点については、評価すべきであろう。

### 3 会社が自ら訴えを提起する機会を明確に放棄した場合

最高人民法院 2016 年 12 月 23 日判決 ((2016) 最高法民終 646 号)

X 社と訴外 B 社は A 社（第三者として訴訟参加）の株主である。Y 社は訴外 B 社の完全親会社である。A 社には取締役会の構成員 5 人の中で、3 人（代表取締役 Y<sub>1</sub> と取締役会会長 Y<sub>2</sub> を含む）が Y 社から派遣され、監査役会の構成員 3 人のうち監査役会主席 Y<sub>3</sub> は Y 社から派遣され、X 社から 1 名が派遣され、また従業員監査役 1 名がいる<sup>46)</sup> X 社は Y 社が 2011 年 8 月 1 日から預金口座間の移動で A 社の 6,200 万元を不当に占有しているとして、Y 社（Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub> は連帯責任）に対して A 社に当該金銭の返却および損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起したが、事前に会社に提訴請求を行ったか否かについて 1 つの争点となっている。

原審は、「X 社は Y 社が A 社の資金を不当に占有していることについて、B 社に連絡したところ、B 社から明確に否定的な返答が返ってきたため、本訴を提起したことは不適法といえない。また、審理中においては、A 社および A 社の取締役会会長 Y<sub>2</sub> と監査役会主席 Y<sub>3</sub> は Y 社に対する提訴を明確に拒絶したことから、本件訴えは適法である。」<sup>47)</sup> と判示した。そこで、Y 社が最高人民法院に上告した。

最高人民法院は、「株主代表訴訟の前置要件を設ける立法目的は、会社に無意味な訴訟により正常な経営活動に悪影響を与えないように、会社が自ら訴え

を提起するか否かの検討をする機会を与える点にある。本件においては、A社の取締役会会長Y<sub>2</sub>と監査役会主席Y<sub>3</sub>は共にY社から派遣され、原審中にY社の違法行為が存在していないと明言し、Y社に対する提訴を明確に拒絶した。客観的に会社の利益を損害した行為は存在しているにもかかわらず、会社内部統治機関は会社名義で提訴しないことが明らかになった場合においては、当事者の訴訟コストを軽減するため、本件提訴は合法であるとした原判決の結論は正当である」としてY社の上告を棄却した。

本件判決は、最高人民法院は、会社自身が訴えを提起する機会を保障するのが提訴請求制度の趣旨であることから、会社が自ら訴えを提起する機会を明確に放棄した場合は、新たな提訴請求に基づいて代表訴訟を再度提起し直すことを求める実益はなく、訴訟経済の観点からこのような場合は提訴請求欠缺の瑕疵が治癒される「特殊の事情」に当たることになる。より実質的に株主代表訴訟制度の目的が達せられるように制度運用を目指している。妥当であろう。

#### 4 下級人民法院の裁判例

##### (1) 株主代表訴訟は会社利益を守る唯一の方法である場合

北京第二人民法院2017年12月28日判決（(2017)京02民終10639号）

株主がX、Yの2名しかいない有限会社Aには、取締役会と監査役会を設置しておらず、Yは執行取締役、Xは監査役を務めている。XはYが利益相反取引による会社に損害を与えた理由にYに対してA社に損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した。

Xは株主代表訴訟を提起することができるかについて、北京第二人民法院「Xは株主として取締役の会社に対する損害賠償責任を追及するなら、まず監査役すなわち自分自身に提訴請求書を提出し、そして監査役Xは会社名義でYに対して訴えを提起する。しかし、監査役Xは社印を持っていないため、会社名義で提訴することができない。もし株主代表訴訟の利用を認めなかったら、会社の利益を救済する方法を失ってしまうことになる。したがって、会社利益

を守るため、本件は特殊の事情を有する場合として、前置要件を免除すべき、Xが自己の名義で本訴を提起することができる」と判示した。

本件判決は、前記「最高人民法院2016年5月27日決定（(2015)民四終字第54号）」に株主代表訴訟以外に救済する手段がないことが明らかである場合は提訴請求欠缺の瑕疵が治癒されるとの判断基準を踏襲したものであろう。

## (2) 株主が会社の唯一の監査役である場合

広州知的財産法院2018年9月27日判決（(2018)粵73民終2311号）

株主XとY<sub>1</sub>がしかいない有限会社Aには、Y<sub>1</sub>は執行取締役（法定代表者）、Xは監査役を務めている。A社はY社に対して契約の解除により、関係費用の返還と遅延損害金の支払を請求する訴えを提起したが、Y<sub>1</sub>は法定代表者の名義で当該訴えを取下げた。XはY社に対して、A社に契約解除による関係費用の返還と遅延損害金の支払、およびY<sub>1</sub>に対しY社との連帯責任を求める株主代表訴訟を提起した。

原審判決（広州市荔湾区人民法院（2018）粵0103民初1831号民事判決）はY<sub>1</sub>の連帯責任を認めなかったものの、本訴が適法なものである。XのY社に対する請求を認容した。その理由は、「株主代表訴訟の前置要件として提訴請求の趣旨は、まず会社自ら救済手段を検討し、会社内部機関により救済手段を尽くしてから、最後の手段として株主代表訴訟を利用すべきである。本件において、執行取締役Y<sub>1</sub>は法定代表者の名義でY社に対する訴えを取下げたことから、A社の内部機関により救済する方法がなくなった。株主Xは同時に会社の唯一の監査役である場合には、このような状況で会社の利益を守るため、株主Xは自分の名義で直接訴えを提起することは、株主代表訴訟制度の立法趣旨と合致するものである」と判示した。控訴審では本訴の適法性に関する争いがなかったため、この問題に触れずにY社の上訴を棄却した。

本件原審判決は提訴請求欠缺のある代表訴訟の適法性に関する判断基準について、前記「北京第二人民法院2017年12月28日判決（(2017)京02民終10639

号)」と同趣旨なものであろう。判決の理由付けの仕方が少し気にかかるが、<sup>48)</sup> 下級人民法院が最高人民法院の運用方針に沿って、特殊の事情について、より具体化をしていくことが妥当であろう。すなわち、会社内部統治機関により救済する方法がなくなった状況において、株主は同時に会社の唯一の監査役である場合、当該監査役が実質的に会社を代表することが不能の場合（第三者に対する訴えの提起、または社印がないこと等）、当該株主に対してまず監査役（自分自身）に提訴請求を経てから、株主代表訴訟を提起することは迂遠である。したがって、他の救済手段がない前提で、株主が会社の唯一の監査役である場合は、提訴請求欠缺の瑕疵が治癒される特殊の事情に当たるとしている。

## 5 小 括

最高人民法院の最近の判例はより実質的に株主代表訴訟制度の目的が達せられるように制度運用を目指して、提訴請求の制度趣旨に照らして「特殊の事情」がある場合は、提訴請求欠缺の瑕疵が治癒されると解されることになってきた。その「特殊の事情」の内容を類型化してみると、以下のような特徴が見られる。

中国会社法 151 条には、株主代表訴訟の提訴する要件について、①会社に対する事前に提訴請求を要すること、②提訴請求の受領権限を有する宛先について、馴れ合い訴訟防止のために責任追及の対象は受領権限を有しないこと、③会社が拒絶または 30 日以内不提訴とする場合であること等が設けられている。したがって、①の場合の趣旨は会社が自ら訴えを提起するか否かを優先的に判断する機会を保障するものであり、当然、その会社が自ら判断できる大前提としては会社の内部統治機関が正常に機能していることを要する。すなわち、同条の適用範囲を制限し、会社の実情に即して、会社内部統治機関が無機能化になった場合、例えば、客観的事実から株主が提訴請求をしても関係機関が公正に応じる可能性はないことをはっきり示している場合、もはや同条を適用すべき大前提を失い、同条に反することもなく、そのような場合は「特殊の事情」に当たり、提訴請求手続が免除されるべきであろう。②の場合の趣旨から、提

訴請求の受領権限を有する者はすべて責任追及の対象となる場合は、提訴請求の受領権限を有する者がいなくなったため、提訴請求手続を免除すべきである「特殊の事情」に当たるであろう。③の場合の趣旨から、会社が自ら訴えを提起する機会を明確に放棄した場合は、言い換えれば、その時点で提訴請求手続は不要となり、免除されるべき「特殊の事情」に当たる。

そして、下級人民法院の2つの裁判例は最高人民法院の提訴請求欠缺の瑕疵が治癒される判断基準を踏襲し、さらに具体化するものである。各地方の人民法院に差があるが、最高人民法院の判例および司法解釈の施行により、提訴請求制度の趣旨についての正しい認識は少しずつ実務に浸透することの現れであるようにも思える。

## 五 む す び

株主代表訴訟制度は2005年改正中国会社法に導入されてから、この15年間の運用実態から見ると、社会環境の変化に伴い、制度自体に求められる役割の変化に併せて制度運用の方針も変化してきた。当初の制度設計では支配株主等の不正を抑止する機能を重視し、少数派株主の保護が強調されていた。次第に、会社の持続的成長を確保するためコーポレート・ガバナンスの強化が強調され、また、最近の経済情勢により、国内外の投資者が安心して投資できる投資環境改善のため、株主権利の強化が強調されている。

それと合わせて、前置要件の運用に当たっては、3段階の特徴がみられる。2005年株主代表訴訟制度が導入された当時の裁判例はより緩和的に解されるが、その5、6年後次第により厳格な解釈に転換し<sup>49)</sup>さらに5、6年を経て近時の判例から株主代表訴訟制度の趣旨に照らして提訴請求欠缺の瑕疵は特殊の事情の場合は治癒されると解され、より実質判断が重視される傾向が見られる。そして、それを踏まえて、2017年に司法解釈（四）により前置要件を具体的に明文化されることを実現した。

このような3段階の流れは当初予定している運用方針に沿った運用が行われ



ていることと言えよう。中国株主代表訴訟制度が導入された当時の運用方針としては、第1段階に、社会実情（企業社会が会社法制度についての理解は未熟の段階にある）を勘案し、支配株主の不正を抑止するため、株主により積極的に株主代表訴訟制度の利用を促進するため、前置要件を提訴の阻害にならないようにより緩く解釈する。第2段階は、株主代表訴訟制度に関する認知度を高めることによって、次第により厳格な解釈に転換し、濫訴を抑止する機能を重視し、会社内部統治機関のガバナンス機能を発揮させるように促して、会社内部統治システムを確立させる狙いである。第3段階は、提訴請求の制度趣旨に照らして特殊の事情がある場合は提訴請求欠缺の瑕疵が治癒されることと解され、株主による監督は正権を重視し、より実質的に株主代表訴訟制度の目的が達せられるようにバランスの取れた制度運用を目指している。そして、運用過程で発見された実際問題や運用上の問題点および法制度の不備を踏まえ、法理論との整合性を検討して、最高人民法院の司法解釈により明文化したうえで、中国の現状に適合する実効性のあるコーポレート・ガバナンス法制度を次第に確立していくとの狙いである<sup>50)</sup>。そのような運用実態から見ると、当該制度の目的を概ね達成したと評価することができる。

しかし、政策の実現を優先させ、結論が先行する反面、法論理の整合性が取れていないものが多くみられる。特に下級人民法院（地方による差がある）の判決の理由付けの仕方の「荒っぽさ」が気にかかる<sup>51)</sup>。また、各人民法院は、提訴請求手続の適法性、特に提訴請求の受領権限を有する会社機関の認定についての判断基準の不一致が一番大きな問題であろう。その原因は、会社内部統治機関のそれぞれの役割や権限配分の趣旨についての理解が不十分であることにある。すなわち、中国のコーポレート・ガバナンスの未熟さが露呈している。この問題の解決には、多角的な見地から考えていくことが必要とある。例えば、法制度の面で、株主の提訴請求について、会社は訴えを提起しないときはその理由を株主に通知する義務がないことから、提訴請求手続を軽視する一因とみられる。立法により会社に不提訴理由書の提出を義務付けることで会社機関の

機能化につながることが期待できるであろう。また、下級人民法院が取扱い案件数の多さと審理期間の法定（中国民事訴訟法 149 条）により、裁判官のスキルを磨く時間が厳しいという実情を配慮して、司法制度の改革策を考えなければならぬであろう。最高人民法院はこの問題を是正するため、自ら指導的判例の発表や司法解釈の施行等の措置を取ってきたが、まだまだ実務に浸透させるまでには至っていないのが実情である。その原因は、これまでの中国の企業法制度における企業運営機構の構築理念<sup>52)</sup>や慣習、企業文化ないし企業に従事する人々の意識等に関係した諸問題が背後に潜んでいるからである。難問であるが、今後、法的見地からは、どのような方針で運用していくのか、人民法院は新たな具体的な運用手法が現れるのか、興味あるところである。

## 注

- 1) 中国会社法 216 条（用語の定義）1 項は「上級管理職」について、「上級管理職とは、会社の総経理（代表取締役や執行役に相当、筆者注）、副総経理、財務責任者、上場会社の取締役会秘書および定款に定めるその他の者を指す。」と定義している。
- 2) 株主代表訴訟を定める中国会社法 151 条は以下のとおりである。
  - ①取締役、上級管理職に本法第 149 条に定める事由がある場合、有限責任会社の株主、連続 180 日以上単独で又は合計で会社の 1% 以上の株式を保有する株式会社の株主は、書面により監査役会又は監査役会を設けない有限責任会社の監査役に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監査役に本法第 149 条に定める事由がある場合、上記株主は、書面により取締役会又は取締役会を設けない有限責任会社の執行取締役に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。
  - ②監査役会、監査役会を設けない有限責任会社の監査役、又は取締役会、執行取締役に前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴訟の提起を拒否する場合、又は請求を受領した日から 30 日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社に回復しがたい損害を生じるおそれがある場合、前項に定める株主は会社の利益のため、自己の名義により人民法院に直ちに訴訟を提起する権利を有する。
  - ③他人が会社の適法な権益を侵害し、会社に損害を与えた場合、本条第 1 項に定める株主は、前 2 項の規定に基づき、人民法院に訴訟を提起することができる。
- 3) 最高人民法院 2015 年 12 月 17 日決定（(2015) 民申字第 2767 号）は、原告側が直ちに訴訟を提起しなければ会社に回復しがたい損害を生じるおそれがある緊急な事情が発生したことを証明しない限り、事前の提訴請求をしなければならない。本件では原告が事前の

提訴請求を行わなかったため、不適法としてその代表訴訟を却下した原審を支持し、原告の再審請求を却下した。このような提訴手続が行わなかった理由で却下された裁判例は、前置要件をめぐる争いより却下された事例の4割弱を占めている（データについては注4）参照）。

- 4) 統計データは2015年4月1日～2018年3月31日3年間の株主代表訴訟における前置要件をめぐる争いの裁判例を集計したものである。詳細については、朱大明・孫慧「论我国股东代表诉讼前置程序的完善——以不起诉理由书制度为中心」証券法苑总第26卷184頁以下（2019年）を参照。
- 5) 李飛＝王学政編『中華人民共和国公司法積義』（中国市場出版社、2005年）、249頁。李飛氏は当時の立法責任者である。
- 6) 中国会社法216条（用語の定義）2号は「支配株主」について、「支配株主とは、その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上を占める株主、又はその保有する株式が株式会社の株式資本総額の50%以上を占める株主、並びに出資額又は保有株式の比率が50%未満であるが、その出資額又は保有株式により有する議決権が株主会（株主会は有限責任会社の社員総会を指す。筆者注）又は株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主を指す。」と定義している。中国会社法の邦訳は、射手矢好雄・布井千博・周劍龍『改正中国会社法・証券法』（商事法務、2006年）、73頁以下参照。なお、中国における支配株主に関する問題について、朱大明『支配株主規制の研究－中国会社法を素材として－』（信山社、2012年）を参照。
- 7) 中国会社法216条（用語の定義）4号は「関連関係」について、「関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、上級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、および会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す。但し、国が持分を支配する企業間では、国に支配を受けているということのみにより関連関係があるとはみなさない。」と定義している。
- 8) 株主代表訴訟の背景、構造および趣旨等の詳細については、王原生「中国における株主代表訴訟の運用実態とその課題」丸山秀平・中島弘雅・南保勝美・福島洋尚『永井和之先生古稀記念論文集 企業法学の論理と体系』（中央経済社、平成28年）、153頁以下参照。
- 9) 「他人」の範囲と責任の類型の詳細については、王原生・前掲注8）171頁～172頁を参照。
- 10) 司法解釈とは、最高人民法院と最高人民検察院が、立法権限を有する全人大常務委員会による包括的授權と人民法院組織法に基づき、法律の実施過程で生じた法律問題についていかに具体的に対応するかについて、一般的な法的効力を有する解釈を示すことをいい、法源としてきわめて重要な位置を占める（塚本宏明監修『逐条解説中国契約法の実務』3頁（中央経済社、2004年））。
- 11) 代表訴訟制度に関する中国会社法151条には、訴訟当事者の地位、勝訴利益の帰属および訴訟費用の負担に関する規定はないため、司法解釈四24条－25条には明文規定を設け

た。

- 12) 例えば、会社は株主の提訴請求に応じて、取締役が監査役に対し、または監査役が取締役に対し、会社名義で提訴する場合の中国会社法 151 条 1 項の規定について、次のような見解がある。すなわち、これは代表訴訟に関する規定であるため、訴訟当事者については、取締役または監査役は原告（または被告）になり、会社は第三者（補助参加人）として解されるべきである。このような見解を是正するために司法解釈（四）23 条が設けられている。最高人民法院の裁判官賀小荣・曾宏伟「《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（四）》的理解与适用」を参照。司法解釈（四）23 条は、会社は株主の提訴請求に応じて、取締役または監査役等を提訴する場合には、会社は原告とすべきである。取締役や監査役は会社の機関として会社を代表して訴訟を行う。
- 13) 最高人民法院の裁判官賀小荣・曾宏伟が司法解釈（四）の背景、趣旨等に関する説明（「《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（四）》的理解与适用」）。また、最高人民法院が司法解釈（四）の発表記者会見の説明（最高人民法院审判委员会专职委员 杜万华「关于发布《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（四）》的新闻发布稿」）を参照。
- 14) 支配株主または実質的支配者等による不祥事は中国企業の痼疾である。その一因は中国会社法制度における所有と経営の分離は不完全なものにあると考えられる。中国会社法における会社機関権限の配分について、株主総会は万能の機関（中国会社法 36 条、98 条。株主総会の位置づけについては中国語で「権力機構」と表記している）と位置づけられて、取締役会は株主総会に責任を負う（中国会社法 46 条、108 条）ことになっている。会社の運用実情においては支配株主等が会社を私物化する現象が強い。
- 15) 関連取引は関連関係のある相手方を通じて利益相反取引のことを指す。上掲注 7) を参照。
- 16) 中华人民共和国最高人民法院 2018 年 12 月 28 日決定（2018）最高法民申 5956 号参照。
- 17) 山西省襄垣县人民法院 2016 年 12 月 29 日決定（2016）晋 0423 民初 931 号参照。
- 18) 上掲注 13) を参照。
- 19) たとえば、2006 年 3 月 27 日施行される司法解釈（一）の第 4 条（連続 180 日株式を保有する期間の計算基準、合計で会社の 1% 以上の株式を保有することの意味を明確化した）、2008 年 5 月 5 日施行される司法解釈（二）の第 23 条（清算中の会社および清算終了後の会社における株主代表訴訟の受理）、2017 年 9 月 1 日施行される司法解釈（四）の第 23～26 条（提訴請求の受領権限の詳細、株主代表訴訟における当事者の地位、勝訴利益の帰属、訴訟における支払った費用の負担）、2019 年 4 月 29 日施行される司法解釈（五）の第 1～2 条（「関連取引」に関わる株主代表訴訟の提訴認容）。
- 20) 最高人民法院民事第一法廷裁判長楊永清裁判官が執筆した「最高人民法院 2007 年 11 月 29 日判決（最高人民法院（2007）民一終字 49 号）」に関する解釈に参照。
- 21) 原告の適格の検討について詳細は、王原生・前掲注 8) 157 頁～158 頁、178 頁～179 頁

を参照。

- 22) 最高人民法院 2012 年 12 月 14 日決定 (2012) 民四終字 21 号。
- 23) 广东省珠海市中级人民法院 2018 年 4 月 11 日決定 (2018) 粵 04 民終 803 号。
- 24) 安徽省高级人民法院 2018 年 9 月 20 日判決 (2018) 皖民終 269 号。
- 25) 最高人民法院 2015 年 12 月 31 日決定 (2015) 民提字第 230 号。
- 26) 最高人民法院 2016 年 5 月 27 日決定 (2015) 民四終字第 54 号。
- 27) 最高人民法院 2016 年 12 月 23 日判決 (2016) 最高法民終 646 号。
- 28) たとえば、完全親会社が代表訴訟による「他人」に対する損害賠償請求が認められる事案。最高人民法院 2018 年 12 月 28 日決定 (2018) 最高法民申 5956 号。
- 29) 原告の適格、代表訴訟の対象、「他人」の範囲と責任の類型、緊急な事情等に関する運用実態については、王原生・前掲注 8) 153 頁以下参照。
- 30) たとえば、「催告状」の形式により提訴請求の事案として (2018) 川 0106 民初 3540 号。
- 31) 最高人民法院の指導的判例「最高人民法院 2009 年 3 月 17 日民事和解書 (2008) 民二終字第 123 号」に関する最高人民法院の裁判官杜軍氏と元最高人民法院裁判官吳慶宝氏の解説。北大法宝法律数据库参照。
- 32) 司法解释 (四) の第 23 条 1 項は、会社法 151 条 1 項により監査役 (会) は株主の役員等に対する提訴請求に応じて、役員等の責任を追及する訴えを提起する場合は、会社が原告とすべき、監査役会主席または監査役会を設けない有限責任会社の監査役 (以下、監査役と略す) が会社を代表して訴訟を遂行する。同条 2 項は、取締役 (会) は会社法 151 条 1 項 (株主の監査役に対する提訴請求)、または会社法 151 条 3 項 (株主の「他人」に対する提訴請求) に応じて、監査役または「他人」の責任を追及する訴えを提起する場合は、会社が原告とすべき、取締役会会長または執行取締役 (以下、取締役と略す) が会社を代表して訴訟を遂行する。すなわち、株主の提訴請求に応じる場合は会社が原告として、役員等の責任を追及する場合のみ監査役が会社を代表する権限を有する。監査役および「他人」の責任を追及する場合は原則に従って取締役が会社を代表する権限を有する。
- 33) 黒龍江省高級人民法院 2018 年 9 月 17 日判決 (2018) 黒民終 509 号。また、前掲注 13) を参照。
- 34) 区の人民法院は日本の簡易裁判所にあたり、本件では単独裁判官である。
- 35) 本稿における下級人民法院とは区の人民法院と中級人民法院を指す。中級人民法院は日本の地方裁判所にあたる。成都市金牛区人民法院 2018 年 8 月 28 日判決と同様の見解を採るものとして、貴州省畢節市中級人民法院 2017 年 12 月 13 日決定 ((2017) 黔 05 民終 3955 号)、また、広東省珠海市中级人民法院 2019 年 4 月 16 日判決 ((2019) 粵 04 民終 156 号) は、監査役の適格および株主は「他人」に含まれるかについて争点になったが、監査役は「他人」に対する提訴請求権の受領権限を有するか否かについて、当事者または裁判所ともに触れず、有することが大前提であるように読める。
- 36) 同様の見解を採るものとして、山東省高級人民法院 2018 年 9 月 14 日決定 ((2018) 魯

- 民終 1427 号), 浙江省高級人民法院 2018 年 8 月 22 日決定 ((2018) 浙民終 588 号) がある。
- 37) 北京市漢坤法律事務所廖榮華・葉俊鑫「《公司法》司法解釈(四): 内容簡述及問題評析」2017 年 9 月 22 日北大法宝法律数据库。
- 38) 前掲注 12) を参照。
- 39) たとえば, 江蘇省徐州市中級人民法院 2018 年 3 月 8 日決定 ((2018) 苏 03 民終 1878 号), 遼寧省大連市中級人民法院 2018 年 2 月 2 日決定 ((2018) 辽 02 民終 221 号) 等。
- 40) 北京乾成法律事務所 江詩偉・王府鳳「他人損害公司利益, 股東只能要求董事会代表公司起訴」2019 年 4 月 24 日北大法宝法律数据库。
- 41) 王原生・前掲注 8) 183 頁~184 頁を参照。
- 42) 中国会社法には有限会社の社員も株主と称する。
- 43) 中国は二審終審制(中国民事訴訟法 10 条)であるが, 新証拠の発見や法の適用の誤り等の理由(中国民事訴訟法 200 条に 13 項目が列挙された)に再審請求が認められる。
- 44) 中国会社法 51 条 4 項, 117 条 4 項には取締役, 上級管理職の監査役兼任禁止を明文化している。
- 45) 上記三の 2 の(4)の③参照。
- 46) 中国会社法 51 条 2 項, 117 条 2 項は監査役会には従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならないと定めている。また, 監査役が独任制ではなく, 会議体として組織的に監査を行うことが前提となっている。
- 47) 司法解釈(四)の第 23 条により, 取締役会, 監査役会が設置されている場合は, 株主の提訴請求を受けて, 会社を代表して提訴する権限は取締役会会長または監査役会主席に有する。前掲注 32) 参照。
- 48) 新華社の統計により, 2016 年全国人民法院の取扱い案件数は 2,300 万件を超えて, 年々上昇傾向。そのうちの 85%以上の案件は下級審で取扱う。例えば, 深圳市地方人民法院の 2018 年取扱い案件数は 483,116 件で, 丁寧に判決を書く時間が厳しいであろう。
- 49) 例えば, 2009 年安徽省高級人民法院の判決には, 口頭により提訴請求も適法として認められる。一方, 2012 年江蘇省高級人民法院の判決は, 書面により提訴請求を厳格的に遵守する必要がある。また, 会社機関として監査役(会)が設けられていなかった会社には, 取締役の責任を追及する株主代表訴訟の訴えを提起するための前置要件として, 取締役会に対する提訴請求することが必要であるか否かについて, 最高人民法院 2007 年 11 月 29 日判決には会社に監査役(会)が設けていなかった場合は原告株主が直接株主代表訴訟の提起を認めた。一方, 最高人民法院 2012 年 12 月 14 日決定は, そのような場合は原告株主が取締役会に対する提訴請求することが必要であると判示した。王原生・前掲注 8) 180 頁~181 頁を参照。
- 50) 劉凱湘「股東代表訴訟的司法适用与立法完善——以《公司法》第 152 条的解释为中心」2013 年 7 月 25 日アクセス <http://www.civillaw.com.cn/Article/default.asp?id=42224>
- 51) それは下級人民法院が取扱い案件数の多さ(前掲注 48)を参照)と審理期間の法定(中

国民民事訴訟法 149 条) に関係がある。

- 52) 中国の伝統的企業法制度についての詳細は、王原生「中国企業法制度における企業運営機構の形成と変容－日本法との比較の視点から－」中央大学大学院研究年報第 31 号 (2002 年), 61 頁以下参照。

**【追記】**

本稿は、2017 年から 2018 年松山大学国外研究助成による成果の一部である。また、判例収集に際して、山東衆成清泰（青島）律師事務所主任李明均律師および馬天元律師の協力を頂いた。記して御礼申し上げる。